

令和元年第8回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年8月27日(火)午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所 ニセコ町役場 議員控室

3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚	成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松	利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井	修	11番	山崎 常雄
	12番	大野	智美		

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況完了報告の受理について

第 5 議案第1号 農地所有適格法人の要件確認について

第 6 議案第2号 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 7 議案第3号 土地の現況証明願出について

第 8 議案第4号 農用地利用関係調整委員の指名について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 山口 丈夫

農地係主任 横山 俊幸

7 会議の概要

会 長 役場庁舎の建設工事の音で賑やかですが、慎重審議をお願いします。それでは総会を始めます。

議 長 ただいまの出席委員は、13名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和元年、第8回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、11番 山崎常雄君 12番 大野智美君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の山口局長と横山主任を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。令和元年第7回総会以降の会長及び代理の動静についての報告をいたします。その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地転用後の工事進捗状況完了報告の受理について」の件を議題といたします。事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 【報告第1号の朗読】

本件につきましては、6月に総会審議し、7月に許可を出した案件です。今回工事の完了が提出されました。6ページから完了写真、10ページに平面図を添付しておりますのでご覧ください。以上で報告第1号を終わります。

議 長 それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号を報告済とします。

日程第5、議案第1号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第1号の朗読】

農地法第6条第1項の規定による1件の報告がありました。1項目ずつ確認していきたいと思います。

まず、法人形態についてですが、農地法における農地所有適格法人とは、農事組合法人、株式会社、又は持分会社とされております。〇〇は現在では特例有限会社ですが、株式会社には特例有限会社も含まれるため、要件を満たしております。

次に売り上げ高については、全体の売り上げのうち、農業の売り上げが半分以上とされていますが、全額農業及び農業関連事業の売り上げとなっているため、要件を満たしております。

次に構成員になりますが、こちらについてはまず、表中①の農地提供者の有する議決権が総議決権の過半を占めている必要があります。総議決権△△のうち農地提供者1名の議決権が△△でありましたので、要件を満たしております。

ほかには②の農業に常時従事する者の有する議決権が総議決権の過半を占めているかになりますが、△△のうち△△ですので、要件を満たしております。

最後に農業・農作業の状況ですが、表中⑧の農業に常時従事する構成員数4名が理事等4名の過半を占めていることから要件を満たしております。また、⑨の農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数については、理事又は使用人のうち一人以上が農作業に年間60日以上従事することが要件となっておりますが、4名とも60日以上従事しているということから、全ての要件について適正であると考えられます。以上、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第1号「農地所有適格法人の要件確認について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〇番

本件は、ニセコ町に農地を所有している法人だから審議をするのですか。

事務局

〇〇は〇〇町に所在する農地所有適格法人で、ニセコ町にも農地を所有していますので、〇〇町とニセコ町に農地所有適格法人の報告がされます。

〇番

了解しました。

議長

ほかに質疑はありませんか。

【なしの声あり】

なければ、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします

これより、議案第1号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第2号の朗読】

本案については、利用権の設定が8件、229,611㎡です。

1番から5番は〇〇さんの離農による新規の利用権設定で、6番から8番は〇〇さんから〇〇さん及び〇〇への利用権の設定となっています。

図面は17～25ページに添付しています。

以上の計画内容は、26ページから33ページの調査書に記載のとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第3号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします

事務局

【議案第3号の朗読】

本件は1件3筆の願出がありましたが、2筆は非農地、1筆は農地と判断しております。以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議長

引き続き、当番委員であります〇〇委員より、補足説明をお願いします。

〇番

〇番 〇〇です。

現地調査に係る補足説明をいたします。先般、8月7日に、会長・地区担当委員・事務局と私とで現地調査を実施しました。1番において3筆ありますが、いずれも市街地区にある土地になります。まず、字〇〇△△番△につきましては、大半が数メートルから10メートルほどの大木が生い茂る土地となっており、一部、家庭菜園として利用した痕跡がありますが、その面積も小さく、非農地として問題ないと思われれます。字〇〇△△番△につきましては、一部大木が生い茂る土地ですが、まだ現在も家庭菜園として利用されていて、その面積も要綱で定める概ね300㎡以内を大きく上回っていることから、非農地と判断することはできないと思います。字〇〇△△番△につきましては、数メートルから10メートルほどの大木が生い茂り、非農地として問題ないと思われれます。委員のみなさんのご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

これをもって、補足説明を終わります。

これより、議案第3号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〇番

字〇〇△△番△は2、3年前まで耕作していたはずですが。20年以上不作付けはおかしいのではないですか。

事務局

願出は3筆一緒に出されました。要綱では家庭菜園は300㎡未満と規定しています。字〇〇△△番△は一部大木も茂っており、耕作は家庭菜園の範囲内と判断されます。

議長

ほかに質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
本案については、討論のないものと認め、省略いたします。
これより、議案第3号「土地現況証明願出について」の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第4号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第4号の朗読】

3件のあっせん申し出がありました。それぞれ議案のとおり調整委員を指名するものです。図面は38ページから40ページになります。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第4号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
本案については、討論のないものと認め、省略いたします。
これより、議案第4号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。
以上をもって、令和元年、第8回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。
どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年8月27日

議	長	荒	木	隆	志	印
署名委員11番		山	崎	常	雄	印
署名委員12番		大	野	智	美	印